デジタル式電子電話交換機等一式賃貸借契約書

千葉市(以下「甲」という。)と、_____(以下「乙」という。)とは、次の条項により、IP対応電子式電話交換機一式及び電話交換機拠点間通信IP化に係る機器一式(以下「物件」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に、この契約書に定めるもののほか、別添仕様書に 基づいて、これを履行しなければならない。

(賃貸借物件)

第2条 乙は、甲に対し、別添仕様書記載の賃貸借物件(以下「物件」という。)を賃貸し、 甲はこれを賃借する。

(設置場所)

第3条 物件の設置場所は、別添仕様書記載のとおりとする。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和4年3月1日から令和9年2月28日までとする。

(賃貸借料金)

- 第5条 物件の総賃貸借料金は、金<u>**</u>, ***, ***円(うち「取引にかかる消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額」という)」は金<u>*</u>, ***, ***円)とする。(「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。)
- 2 前条の期間における支払予定額等については、別添賃貸借料金内訳書のとおりとする。
- 3 物件の賃貸借期間に1月未満の端数を生じた場合、又は、乙の責めに帰すべき理由により甲が物件を使用できなかった期間がある場合は、その月分の賃貸借料金は、当該月の暦日数に基づいて日割計算によって算定する。

(賃貸借料金の支払い方法)

- **第6条** 乙は、毎月始めに、前月分の賃貸借料金を甲に対し書面をもって請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、乙からの適法な請求書を受領したときは、当該受理日から3 0日以内に第5条に規定する金額を乙に支払うものとする。

(物件の保守等)

- 第7条 乙は、物件が常に正常に作動するよう、物件の調整及び必要な部品の交換等、点検を行うものとし、それに要する費用は乙の負担とする。
- 2 物件が故障した場合は、甲の要請により乙は直ちに修理し、正常な状態に回復させるも

- のとし、それに要する費用は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により修理する必要が生じたときは、それに要する費用は甲の負担とする。
- 3 乙は、前2項の保守をメーカーまたはメーカーの推薦する保守業者に委託して行うことができる。この場合、乙は甲に対して、当該委託先の全ての行為及びその結果について 責任を負うものとする。
- 4 前項の場合、乙は甲に対し、委託先の名称、代表者名、その他必要な事項を事前に通知しなければならない。
- 5 保守の対象及び体制の詳細については、別添仕様書記載のとおりとする。

(操作方法の指導)

第8条 乙は、甲が物件を的確な方法で操作し得るよう研修等により適切な操作方法を指導するものとし、それに要する費用は乙の負担とする。

(物件の所有権)

- **第9条** 物件の所有権は乙に属し、甲はそれを善良な管理者の注意義務をもって、使用し管理しなければならない。
- 2 乙は、物件に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。

(公租公課)

第10条 物件に係る公租公課は、乙の負担とする。

(特許権等の使用)

第11条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、この限りではない。

(秘密の保持)

- 第12条 乙は、この契約に関し、知り得た甲の情報を本契約の目的以外に使用し、又は第 三者に提供してはならない。
- 2 乙は、前項に規定する情報を必要以外に複写又は複製してはならない。
- 3 乙の秘密保持の義務は、本契約終了後も継続するものとする。

(秩序の維持)

- 第13条 乙は、物件の保守又は修理ために乙の使用人を甲の施設に立ち入らせる場合には、甲又は甲の施設の規定を遵守し、甲の防犯、安全と秩序の維持に努めなければならない。
- **2** 乙は、乙の使用人を甲の施設に立ち入らせる場合には、身分証明書等を携行させるとと もに、名札を着用させなければならない。

(事故の報告)

第14条 乙は、業務を執行する中で事故が発生した場合は、速やかに事故の状況を調査し 復旧の措置を行うとともに、甲にその報告を遅滞なく行うものとする。

(損害賠償)

第15条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は関係者で協議して定めるものとする。

(動産総合保険)

- 第16条 乙は、物件につき、乙の負担で動産総合保険を付するものとする。
- 2 第7条第2項ただし書の規定により甲の負担する費用及び第11条の規定により甲の 負担する損害賠償金は、乙が受け取った保険金の範囲内において免れるものとする。
- **3** 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な書類を乙に交付するものとする。

(契約の変更等)

- 第17条 この契約は、受注者・発注者双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないとき、同一の条件において賃貸借(委託)期間満了の日まで契約を継続する。ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、発注者の各会計予算の当該賃借(委託)料が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。
- 2 前項ただし書の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2か 月前までに、相手方に通知しなければならない。
- 3 第1項ただし書による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けることがあっても、発注者はその損害賠償責任を負わないものとする。

(契約の解除)

- **第18条** 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に違反したときは、相手方に 催告を行った後、なお履行の誠意がないと認めるときは、文書による通知により契約を解 除することができる。
- **2** 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する ことができる。
- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3)公正取引委員会が、乙に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (4)公正取引委員会が、乙に対し独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において 準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したと き。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法

律第45号) 第96条の3又は第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。) したとき。

- (6) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (7)この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (8) その他契約条件に著しく違反したとき。

(違約金)

- 第19条 乙は、賃貸借契約期間内に前条第1項の規定により、この契約を解除されたときは、解除の時から賃貸借契約期間の満了の時までの賃貸借料金の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
- 2 前項の規定による違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

- 第20条 乙は、この契約に関して第18条第2項第3号から第6号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、総賃貸借料金の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 第18条第2項第3号又は第4号に該当する場合において、確定した命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合。
- (2) 第18条第2項第5号のうち、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、乙について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が 賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超えることが明ら かとなった場合においても、同様とする。

(物件の返還)

- 第21条 甲は、賃貸借契約期間の満了又は契約の解除によって物件を返還する場合には、 原状に復して返還するものとする。ただし、電話機本体は除く。
- **2** 乙は、前項の規定により甲が物件を返還したときは、甲乙協議して定めた期間内に、これを引き取るものとする。
- 3 乙は、物件の引き取りに際しては、甲の立ち会いのもと、物件の記録媒体に記録された 電子情報等を復元することができないようにしたうえで、物件を設置場所から搬出する こととする。
- 4 物件の引き取りに要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第22条 契約保証金は、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は免除とする。

(関係法令等の遵守)

第23条 前各条項に定めるもののほか、地方自治法施行令及び千葉市契約規則をはじめ 関係法令を遵守しなければならない。

(訴訟管轄)

第24条 この契約に基づく甲乙の紛争に関する管轄裁判所は、千葉地方裁判所とする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、 甲乙双方で協議して定める。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号 千 葉 市 千葉市長 神 谷 俊 一

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約 (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(表明確約)

- 第2条 契約の相手方(以下「納入者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、 運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 2 納入者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第3条 千葉市(以下「発注者」という。) は、納入者が次の各号の いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 納入者が前条第1項各号に該当するとき。
- (2)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、 その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 納入者が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が納入者に対して当該契約の解除を求め、納入者がこれに従わなかったとき。
- 2 納入者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の 規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに 該当した場合に適用する。
- 3 納入者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約 金として、総賃貸借料金の10分の1に相当する額を発注者が指 定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 発注者は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した 場合は、これにより納入者に生じた損害について、何ら賠償ない し補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に 伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

- 第4条 納入者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1)暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 納入者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、納入者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、納入者が前条に違反した場合は、千葉市物品等 入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停 止の措置を行う。納入者の下請業者が報告を怠った場合も同様と する。